

## 学位論文要旨

米国における特別教育のカリキュラムとその構成原理に関する現代史的研究

村山 拓

本論文は、1960年代の前後の米国における、精神遅滞児や学習障害児のカリキュラムや、その構成原理となりうる教育観、知能観などを探る試みである。精神遅滞（知的障害）や学習障害などの子どものためのカリキュラム開発の事例を取り上げることで、支援を必要とする子どもの教授学習活動の特徴の探究を行うことをねらいとした。

### 序章 本論文のねらい

#### 第一節 問題の所在

1960年代の前後の米国における、精神遅滞児や学習障害児のカリキュラムや、その構成原理となりうる教育観、知能観などを探る試みとして本論文を構想した。近年のインクルーシブ教育の展開やそれを求める動向なども考慮しつつ、20世紀後半の米国に注目した。

カリキュラム研究については、20世紀後半の米国における特別教育の展開において、教育課程の類型は経験主義に基づいて、学習者の生活に直結した教育内容を設定する立場と、科学を重視する系統主義とにおいて捉えられてきた。しかしながら、特別教育において「教育の現代化」がいわゆる通常教育と同様に展開したとすることには、検証が必要である。

20世紀後半、とりわけ1950～70年の米国は、障害児を対象とする学校教育の機会の急速な拡大とその方法論的模索の時代であった。総じてこの時期の障害児教育は、学校教育の制度的保障と同時に、社会で自立できる人間の養成に焦点化したものであった。その点で、個人主義的、生活適応主義的な側面に注目することができる。

#### 第二節 先行研究と分析の視点

##### 1. 米国の精神遅滞児教育・学習障害児の教育の展開に関する先行研究

本論文は米国における特別教育（special education）の展開を、1960年代前後を中心に検討を試みる。米国の特別教育の展開では、とりわけ法制史研究の成果が強調されてきた。吉利（2007）によれば、特別教育サービス提供の一つの方式としてのリソースルームへの関心が高まり、軽度の障害のある子どもに対する教育オプションとして実質的に取り上げられるようになったのが、1960年代後半から1970年代にかけてであるとされている<sup>1</sup>。そして、中村（2021）は、1950年から、全障害児教育法成立あたりまでの時期の、当事者の要求が是認される過程において、親や障害者自身の意思が尊重され始めたこと、一連の訴訟を含めた就学要求を通して、障害児教育が法制化されたことなどへの道程を示している<sup>2</sup>。マイノリティの当事者性が強調される市民運動については、紀平（2010）も、学校教育についての直接の言及はないものの、指摘している<sup>3</sup>。「1950年代後半からの市民権運動にも、より広い自由の実現を連邦政府に国民として働きかけるアメリカニズム」が指摘され、ソーシャル・インクルージョンの萌芽としての、当事者による市民運動が位置付けられてい

<sup>1</sup> 吉利宗久（2007）アメリカ合衆国におけるインクルージョンの支援システムと教育的対応，溪水社。

<sup>2</sup> 中村満紀男（2021）障害児教育のアメリカ史と日米関係史：後進国から世界最先端の特殊教育への飛翔と失速，明石書店

<sup>3</sup> 紀平英作（2010）歴史としての「アメリカの世紀」 自由・権力・統合，岩波書店，p.196.

る。

## 2. 分析の視点

先行研究においては、通史的な研究を通して、米国の特別教育の制度的展開とその意義を見出そうとするものが比較的目立っている。また、教育課程に関する研究においては、スプートニク・ショックを契機とする教育の現代化による、教育課程編成原理が提示されている。しかしながら、特別教育、とりわけ精神遅滞児や学習障害児の学習については、教育の現代化に社会情勢の変化による教育内容の現代化の側面は見られつつも、いわゆる通常の教育（regular education）における現代化生活適応や経験展開を見せたといえる。

そのうえで、前項の先行研究をふまえ、本研究においては、次の点に着目して分析を進めた。

第一に、1960年代の知能観について検討した。精神遅滞児や学習障害児の学習のカリキュラムの基底をなすと考えられる知能観に着目することが重要だと考えた。いわゆる遺伝-環境論争や、発達の量的遅滞論-質的差異論という軸を補助的に活用しながら、文化性-家族性精神遅滞が新たに組み込まれた精神遅滞観について検討した。

第二に、精神遅滞児教育や学習障害児教育のカリキュラム構成原理として、職業的自立や生活適応、経験主義といった特徴を、イリノイ州などのカリキュラムや、カリキュラム・プラン等の策定に中心的な役割を果たした論者の議論などから、探ることとした。

第三に、1960年代とその直近の時期への注目である。この時期の米国においては、障害児者による脱施設化運動の展開、それによる障害当事者の施設収容からコミュニティへの移行とそれに連動した学校教育の拡充という変化を経験した時期である一方で、いわゆるインテグレーションが具体的に提唱されるようになる前の萌芽期であることに注目した。

## 第三節 本論文の構成

第一章では、1960年代米国の知的障害についての理解の特徴を検討した。ヘバー定義などにみられる、精神遅滞の概念化が進められた。あわせて、ジェンセンらの遺伝学的立場からの環境主義批判も検討の対象に含めた。

第二章では、米国の精神遅滞児教育の中でも、職業的自立を目指すことに力点が置かれている障害観、学習観を検討する。大統領精神遅滞問題委員会による身辺自立の可能性への言及などを参照しながら、精神遅滞児教育を含めた障害児処遇の中でも、職業教育が重視されてきたことを示すとともに、精神遅滞児者の社会生活ないし社会参加が、就労の可能性によって大きく規定され始めたことを示した。

第三章では、教員養成の展開に焦点を当てた。米国では、スプートニク・ショック、またそれに連なる国家防衛教育法の成立などを通して、教員養成の拡充が見られている。特別教育の教員養成の拡充について確認した。

第四章では、1966年のマサチューセッツ州のカリキュラム・プランの検討を行った。マサチューセッツ・プランにおける内容構成や、それぞれの教科における特徴を示した。

第五章では、イリノイ・プランにおけるカリキュラムの特徴を探った。まず、プラン作成に中心的な役割を果たしたS.カークらの教科教育観の特徴を確認し、次に、イリノイ・プランの教科教育、シカゴ市のカリキュラム・ガイドの学習单元などを確認することによって、教科領域と生活指導領域の並立する遅滞児のカリキュラムの特徴を明らかにした。

第六章では、学習障害児の指導、カリキュラムの展開を検討した。まず、1960年代に学習障害（Learning Disabilities）の概念化をめざしたカークらの議論を参照し、読み書き困難な

状態像としてのLDの特徴を確認し、シカゴ市における初期アルファベットを活用したリテラシー教育のプロジェクトの例、そしてイリノイ州における遅滞児、LD児指導の例の検討を通して、通常の学級で学ぶLD児へのカリキュラム上の対応について明らかにする。そして、シカゴ市で導入されたマスタリー・ラーニングの展開と終結についても取り上げた。

## 第一章「遺伝—環境論争と障害児」

精神遅滞児の知能をめぐる言説の展開に注目して、知的障害の同時代的な見方を探ることを試みた。精神遅滞をめぐるヘバー定義や、文化性-家族性精神遅滞を含む、精神遅滞の定義、あるいはその扱われ方に注目した。いわゆるヘバー定義（1959年）は、精神遅滞の呼称や、精神遅滞の分類について特徴的であった。この分類の中に、知的障害をめぐる遺伝の面からの理解と環境面からの理解の双方の要素を見出すことができる。特に、「文化性-家族性精神遅滞」については、文化性と遺伝性の双方を見出すことができるためである。そして、同時代的な遺伝論の議論として、ジェンセン（Jensen, A.）らの議論や、ブラット（Blatt, B.）の反応に注目した。

第二章「障害者の社会自立をめざすカリキュラムと職業観」では、ケネディ大統領による諮問機関である大統領精神遅滞問題委員会の政策提言による、精神遅滞（知的障害）処遇の方向付けを背景として、精神遅滞児の処遇のなかでも就労の可能性をめぐる言説に注目した。精神遅滞児の就労可能性を増大させるために、職業教育に大きなウェイトを持たせるカリキュラム、プログラム開発が行われ、同時に、就労の可否を基準とした、教育対象としての精神遅滞児の再分類がなされる結果となったことを示した。

第三章「特別教育教員養成の展開」においては、特別教育の教員養成について、教員養成の枠組みと、専門性の基準の設定という二つの側面から検討した。米国における障害児教育のサービスの拡充という観点から、教員養成の制度的枠組みの形成を確認した。また、一種の専門職基準のようなものを策定しようとする認証機関に注目した。特別教育の教員養成はこの時期が高等教育レベルでの教員養成の本格的な始動期にあり、政策、システム構築は、そのような時代背景をもとに試みられたものであったことを確認した。

第四章「マサチューセッツ州における「教育遅滞児」教育の課題と社会設計」においては、マサチューセッツ精神遅滞プラン・プロジェクトによる同州のカリキュラム・プランの特徴を検討した。同プランは、都市計画と連動して、教科学習の中に生活訓練の要素を取り入れていたことが一つのカリキュラム構成原理となっていたことを確認することができる。

第五章「イリノイ州におけるカリキュラムの特質とカークの教科教育観」においては、同プランの策定において重要な役割を担ったサミュエル・カークの教科教育観と関連づけて考察した。

まず、イリノイ・プランの検討の前提として、カークらの教科教育観を検討した。カークは、精神遅滞児が、就労によって社会的自立を実現するために、教科学習を有効な手段として位置づけていた。そして、イリノイ・プランの内容を検討し、教科教育が重視されていることを確認した。教科の系統性よりは、経験主義の系譜を引き継いでいると考えられる。教育の現代化を背景とした米国の教育改革の中で、精神遅滞児教育は独自の系譜を保ち続けていた可能性がある。さらに、シカゴ市のカリキュラム・ガイドで規定されている「健康」と「安全」に注目し、二つの教科の共通点として、学習課題が、個人、家族、学校、コミュニティと、それぞれの場面に応じて設定されていること、場面に応じて自立

のためのスキルや能力を獲得することが求められていることが挙げられた。

第六章「読み書きの困難をめぐるカリキュラムと指導法の展開」においては、精神遅滞児のみならず、学習困難を有する子どものカリキュラムの事例を検討するため、学習障害等も含む学習困難の事例に注目した。まず、LDの概念化のプロセスを、主にカークや全米諮問委員会の定義を中心に検討した。次に、読みの遅れる児童への指導の事例として、PCDプロジェクト、中でも、独自のシンボルであるITAを用いた学習指導をめぐる議論に注目した。そして、イリノイ州の学習障害児の学習支援に関する事例に注目した。読み書きの困難さが学校教育において顕著に現れる子どもについて、そのような子どもがいわゆる通常の学級で学ぶ環境と権利を確保しつつ、読み書き指導のニーズや個別対応の必要性を示唆する上で導入された概念であったと捉えられる。さらに、シカゴ学区におけるマスターリー・ラーニング（ML）の導入過程に注目した。読み（reading）に困難を有する子どもへの有効な指導法として導入されたMLは、多くの学校に影響を与えながら、一方で批判も受け、最終的にはシカゴでのプログラムから撤退することになった。とりわけ読みの能力が2学年以上「遅れている」とされた子どもに対して、時間をかけるだけの支援や、完全習得してから初めて次の単元に進むというMLの特徴が、学習者の個別性の高い集団で十分に機能しなかった可能性があることが示唆された。

終章では、研究のまとめと今後の展望を示した。精神遅滞やそれに類する学習困難とみなされた子どもの学習活動や教材について、より詳細に検討すること、知的障害や学習困難とされた子どもについての遺伝学的な議論と社会構成主義的な議論の双方が、学習のカリキュラムにどのように具体化されたかを検討することなどを示した。